

第26回大田原市農業委員会総会議事録

日 時 令和4年8月22日（月）午前10時00分
場 所 大田原市役所 1階101・102会議室

次第

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 議事録署名人の選任について
- 4 議 題
 - (1) 報告第1号 農地法第4条の規定による許可について
 - (2) 議案第1号 農用地利用集積計画について
 - (3) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (4) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - (5) 議案第4号 非農地証明願について
- 5 出席委員（15名）（法律第27条第3項規定）

2番 笹沼 保治	3番 秋本 則夫	4番 瀧田 歌子
5番 佐藤 孝	6番 唐橋 洋子	7番 助川 悦夫
8番 阿見 芳	10番 郡司 裕一	11番 屋代 幸子
12番 森 隆道	13番 荒井 一夫	14番 越沼 良
15番 鈴木 賢一	16番 相馬 和恵	17番 木村 光一
- 6 欠席委員 1番 津久井 勝之
9番 高瀬 隆至
- 7 本会に出席した職員
 - (1) 事務局長 伊 藤 甲 文
 - (2) 農業振興係主査 長谷野 まさえ
 - (3) 農地調整係長 金 山 和 弘
 - (4) 農地調整係副主幹 松 本 武 久
 - (5) 農政課農政係主査 菊 池 琴 乃
- 8 傍聴人 なし

開会の宣言

午前10時00分 開 会

大田原市農業委員会憲章唱和（省略）

事務局（伊藤 甲文） それでは会長のごあいさつをお願いします。

議 長（荒井 一夫） <あいさつ>

本日の出席委員は15名であり、定足数を満たしておりますので、ただいまから第26回農業委員会総会を開催いたします。

議事に入る前に議事録署名人の選任について、議長において指名してよろしいでしょうか。お諮りいたします。

<異議なしの声あり>

議長 (荒井 一夫) 異議なしの声ですので、議事録署名人には、2 番笹沼委員、3 番秋本委員を指名いたします。会議の書記につきましては、事務局の長谷野主査にお願いいたします。」

議長 (荒井 一夫) それでは議事に入ります。
報告第 1 号「農地法第 4 条の規定による許可について」を上程いたします。
事務局から説明を願います。

事務局 (金山 和弘) <総会資料説明 4 ページ>

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、報告第 1 号を終わります。

次に議案第 1 号「農用地利用集積計画について」を上程します。事務局から説明を願います。

事務局 (菊池 琴乃) <総会資料説明 5～17 ページ>

利用権設定等促進事業	10件
農地中間管理機構特例事業	4件
農地中間管理事業（集積計画一括方式）	6件

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりました。ここで議事参与について発表いたします。議案第 1 号に議事参与該当案件がありますことから、議案を分割して質疑、採決を行います。

利用権設定等促進事業の申請番号 8－10 について、3 番秋本委員が議事参与に該当いたします。つきましては秋本委員は退室願います。

<秋本委員 退室>

議長 (荒井 一夫) これより質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) それでは質疑がないようですので、採決いたします。

利用権設定等促進事業の申請番号 8－10 について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立をお願いします。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

本件については原案のとおり決定することといたします。

審議終了により 3 番秋本委員の入室を認めます。

<秋本委員 入室>

議長 (荒井 一夫) 続きまして、議案第 1 号の残りの案件についての質疑を行

います。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

本件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第1号については原案のとおり決定することといたします。

続きまして、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。申請件数は1件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 (金山 和弘) <総会資料説明 18 ページ>

議長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。相馬委員。

現地調査担当委員 (相馬 和恵) 去る8月19日現地調査班1班、鈴木委員、津久井委員、佐藤委員、相馬及び地元推進委員、事務局とともに現地調査を行ってまいりましたのでご報告いたします。ただ今の農地法第3条の規定による許可申請1件について、事務局からの報告により調査、検討した結果、許可することに問題はないものと思われれます。以上、ご報告いたします。

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり許可することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第2号は原案のとおり許可することといたします。

次に議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。申請件数は9件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 (松本 武久) <総会資料 19~21 ページ、別冊資料訂正及び説明>

議長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。相馬委員。

現地調査担当委員 (相馬 和恵) 調査結果についてご報告いたします。

申請番号30番、桧木沢地内、集落に介在する農地に一般住宅を建築する申請です。現地は、住宅や小さな農地に挟まれた場所で、申請者の父親の農地を転用する計画です。許可することに問題はないものと思われれます。

申請番号31番、亀久地内、集落に介在する農地に一般住宅を建築する

申請です。現地は、隣に住宅があり、裏手は山になっております。許可することに問題ないと思われます。

申請番号32番、紫塚地内、住宅に囲まれた一帯に宅地分譲する申請です。土地所有者はすでにお亡くなりになっており、相続登記がなされないまま数年が経っているようです。申請地の周辺は既に宅地が形成されており、申請地は草が生い茂っている状態でした。周りに影響がないように調整するようですので、許可することに問題ないと思われます。

申請番号34番、矢倉地内、集落に介在する農地に一般住宅を建築する申請です。現地は、既に一部建屋があり、また農作業機具なども置かれている状況ではありますが、許可することに問題はないと思われます。

申請番号35番、蜂巢地内、集落に介在する農地に一般住宅を建築する申請です。一筆まるごとを一般住宅にする申請としては面積が大きく感じました。ただ、こちらの申請地には、法務局備え付けの公図がありません。隣接している農地は土地改良図では反映されており、申請地西側は地積測量が完了しておりましたが、この申請地のみが抜け落ちておりました。大田原市税務課所有の課税付図での確認しかできませんでした。申請地に対して大田原市税務課ではすでに納屋やパレット置き場の建物があるため、宅地として課税されております。添付されている土地利用計画図等で詳しく調査いたしました。場所特定や公図がない不備等は当事者として予測ができなかったと思われることから、一般住宅を建築する申請としては面積が大きすぎるとは思いますが、分筆することができない状況から一筆での申請をすることに今回は特例として許可することに等しいものと現地調査班は判断いたしました。ただ、今後の対策として、土地改良や地積が入った場合、当事者としてご自分の土地を書類上でも最終確認することが必須です。このようなことが今後起こらないように注意していくことが必要だと思ひます。

申請番号36番、美原2丁目地内、住宅や商業施設に囲まれた一帯に新たに宅地分譲するための申請です。申請地西側には農地があるものの、農地に影響がないように調整するようです。周辺は既に宅地開発が進んでおります。ただ聞き取りによりますと、以前から隣接者からは駐車場としての要請があったらしく、砂利が敷かれている箇所がありました。始末書が提出されており、内容も確認いたしました。調査日にもまだ1台の車両が駐車されており、再度嚴重注意をしてほしいと思ひます。ただ、これは先ほど事務局から報告がありましたが、注意をしていただいたとのことなので大丈夫だと思ひます。これを踏まえて今回は許可することはいたしかたないと思ひます。

申請番号37番、乙連沢地内、集落に介在する農地に一般住宅を建築す

る申請です。現地は、申請者の父親の住宅が南側に建っており、周囲は農地に囲まれた場所です。許可することに問題はないものと思われます。

申請番号38番、城山2丁目地内、周囲を住宅に囲まれた一帯に貸資材置場及び貸駐車場を設置するための申請です。申請地北側に住宅、南側に用水路が流れておりますが、これらに影響がないように調整するようですので、許可することに問題はないものと思われます。

申請番号39番、浅香5丁目地内、集落に介在する農地に一般住宅を建築する申請です。現場は、宅地と一体となった農地で、東側の一部を転用する計画です。一部で作付けされており、農地への影響も極力ないように計画されていることから、許可するには問題はないものと思われます。

以上、ご報告いたします。

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<木村委員挙手>

議長 (荒井 一夫) 木村委員。

木村 光一委員 17番木村です。申請番号35番です。これは農村地区と言えば、一筆という登記上の問題等々で特例ということですが、その特例の仕方というのは、何か書類上で取り交わして特例としたのか、何もなく特例という形にしたのかお伺いしたいです。

議長 (荒井 一夫) 事務局でお願いします。

事務局 (松本 武久) 木村委員の質問についてお答えいたします。蜂巢の一般住宅の申請については、一般住宅と納屋と農業用施設用地ということで、許可申請が出てきております。相馬委員からは、特例という言葉がありましたが、特段特例ということではなくて、一般住宅と納屋についての通常の許可要件を満たしているものと事務局は考えております。以上でございます。

<木村委員挙手>

議長 (荒井 一夫) 木村委員。

木村 光一委員 事務局の説明と調査班の受け取り方が違ったと捉えてよろしいですか。

議長 (荒井 一夫) 事務局。

事務局 (松本 武久) 現地で説明はさせていただいたのですが、説明の幾分の行き違いがあったものと思われます。今後注意いたしますので、よろしくお願ひします。

議長 (荒井 一夫) よろしいですか。

<相馬委員挙手>

議 長 （荒井 一夫） 相馬委員。

現地調査担当委員（相馬 和恵） 調査班の代表として、特例という言葉を使ってしまうました。これは、私の判断で使ってしまった。これは書類上の特例ではなかったのですが、いつもとは違っていたのでそのような言い回しをいたしました。申し訳ございませんでした。

議 長 （荒井 一夫） そのほかございますか。

<佐藤委員挙手>

議 長 （荒井 一夫） 佐藤委員。

佐藤 孝委員 5番佐藤です。私も一緒に、現地を回った一人です。現場をみますと、公図がかなり適当と言いますか、公図と建物が建っている場所が違っている点がありました。きちっと現地を確認して公図を変えていただくというのが必要ではないかと思えます。以上です。

議 長 （荒井 一夫） ただ今の現地調査委員からの報告内容等については、事務局の方でしっかりと確認と調整をお願いしたいと思えます。そのほかございますか。

<挙手なし>

議 長 （荒井 一夫） 特に質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり許可することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 （荒井 一夫） 全委員賛成と認めます。

議案第3号は原案のとおり許可することといたします。

次に議案第4号「非農地証明願について」を上程いたします。申請件数は3件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 （松本 武久） <総会資料22ページ、別冊資料説明>

議 長 （荒井 一夫） 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果を報告願います。相馬委員。

現地調査担当委員（相馬 和恵） 調査結果についてご報告いたします。

申請番号20番、宇田川地内、現地は昭和15年ごろから納屋敷地として利用されており、それ以降、農地として利用しておりません。証明することに支障はないと思われます。

申請番号21番、乙連沢地内、住宅敷地の一部となっており、農地に復元することは難しい状況です。証明することに支障はないと思われます。

申請番号22番、下石上地内、土地区画整理事業を経て当該地番が換地され、以降ドライブインの敷地として利用されており、復元することは難しい状況です。証明することに支障はないと思われます。以上、ご報告いたします。

議 長 （荒井 一夫） 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたの

で、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決をいたします。

本議案について、原案のとおり証明することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第4号は原案のとおり証明することといたします。

本日本日予定されました議事の審議は、すべて終了いたしました。

次にその他に入ります。委員の皆様からご意見、ご質問等ありましたら
願います。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) ないようですので、以上で第26回農業委員会総会を閉会
いたします。

閉会の宣言

午前10時37分 閉会